○国土交通省告示第七百四十一号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十条第三項及び貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三十三条第五項の規定に基づき、標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月四日　　国土交通大臣　石井　啓一

標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款の一部を改正する告示

（標準貨物自動車運送約款の一部改正）

第一条　標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　運送業務等 第一節・第二節　（略） 第三節　積付け、積込み又は取卸し（第十七条） 第四節～第九節　（略） 第三章　（略） **第二章　運送業務等** （運送状等） **第八条**　荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。 一～三　（略） 四　運賃、料金（第三十三条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三条の三に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項 五～七　（略） 八　貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨	目次 第一章　（略） 第二章　運送業務 第一節・第二節　（略） 第三節　積込み又は取卸し（第十七条） 第四節～第九節　（略） 第三章　（略） **第二章　運送業務** （運送状等） **第八条**　荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。 一～三　（略） 四　運賃、料金、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項 五～七　（略） （新設）

改正後	改正前
九　第六十条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨 十・十一　（略） 2　（略） **第三節　積付け、積込み又は取卸し** （積付け、積込み又は取卸し） **第十七条**　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。 2　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。 3　（略） （積込料又は取卸料） **第三十三条の二**　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。 （待機時間料） **第三十三条の三**　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。 （附帯業務及び附帯業務料） **第六十条**　当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。 2　（略） （標準貨物軽自動車運送約款の一部改正） **第二条**　標準貨物軽自動車運送約款（平成十五年国土交通省告示第百七十一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	八　品代金の取立てを委託するときは、その旨 九・十　（略） 2　（略） **第三節　積込み又は取卸し** （積込み又は取卸し） **第十七条**　貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。 （新設） 2　（略） （新設） （車両留置料） **第三十三条の二**　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含む。）に応じて、当店が別に定める車両留置料を収受します。 （附帯業務） **第六十条**　当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品その他貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。 2　（略）